

# 第 1 3 回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成16年6月25日（金） 午後 1 時30分

場所 西木村総合開発センター 集会室

## 会 議 次 第

### 1 . 開 会

### 2 . 会長あいさつ

### 3 . 会議録署名委員の指名について

### 4 . 議 題

報告第 2 8 号 平成 1 5 年度田沢湖・角館・西木合併協議会歳入歳出決算  
報告について

報告第 2 9 号 町村合併電算システム統合事業の報告について

協議案第 4 8 号 一部事務組合等の取扱いについて（その 1 ）（提案）

協議案第 4 9 号 町名・字名の取扱いについて（提案）

協議案第 5 0 号 保育事業の取扱いについて（提案）

その他

### 5 . 閉 会

# 合併協定項目

(その1)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第1回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第2回	H16. 6.16	第5回 臨時
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第2回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
8	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 6.16	第5回 臨時
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 6.16	第5回 臨時
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その2)	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 電算システム事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.30	第11回
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 納税関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 消防防災関係事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 障害者福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 保育事業の取扱いについて	H16. 6.25	第13回		
	(協議細目) 生活保護事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回

# 合併協定項目

(その2)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
	(協議細目) ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 環境対策事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 商工・観光関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 建設関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 上・下水道事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 学校教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 文化振興事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) コミュニティ活動の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 社会教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 地域交通対策関係事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
15	条例・規則等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
16	公共的団体等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
17	補助金・交付金等の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
18	使用料、手数料等の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
19	行政区の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
20	一部事務組合等の取扱いについて	H16. 6.25	第13回		
	(協議細目) 一部事務組合等の取扱いについて (その1)	H16. 6.25	第13回		
21	町名・字名の取扱いについて	H16. 6.25	第13回		

## 報告第 28 号

### 平成 15 年度 田沢湖・角館・西木合併協議会歳入歳出決算 報告について

田沢湖・角館・西木合併協議会財務規程第 8 条第 4 項の規定により、平成 15 年度 田沢湖・角館・西木合併協議会歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別紙のとおり報告します。

平成 15 年度 田沢湖・角館・西木 合併協議会 歳入歳出決算書

【歳入】

(単位:円)

款	項	当初予算額	補正予算額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	説 明	
1 負担金		20,000,000	0	20,000,000	20,000,000	20,000,000	0		
	1 負担金	20,000,000	0	20,000,000	20,000,000	20,000,000	0	田沢湖町	7,176,000
								角館町	7,706,000
								西木村	5,118,000
2 県支出金		5,000,000	-1,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	0		
	1 県支出金	5,000,000	-1,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	0	法定合併協議会支援事業費補助金	3,500,000
3 繰越金			541,000	541,000	541,165	541,165	0		
	1 繰越金		541,000	541,000	541,165	541,165	0	前年度繰越金(任意協議会からの繰越金)	541,165
4 諸収入		1,000	0	1,000	70	70	0		
	1 諸収入	1,000	0	1,000	70	70	0	預金利子	70
歳入合計		25,001,000	-959,000	24,042,000	24,041,235	24,041,235	0		

【歳出】

(単位:円)

款	項	当初予算額	補正予算額	流用額	予算現額	支出済額	不用額	説明
1 総務費		7,983,000	1,261,000	0	9,244,000	9,115,333	128,667	
	1 会議費	1,823,000	337,000		2,160,000	2,032,067	127,933	協議会関係 小委員会委員報酬
								1,780,067 252,000
2 事務費	2 事務費	6,160,000	924,000	0	7,084,000	7,083,266	734	事務所維持管理費 事務所物品等賃借料 事務連絡旅費等
								4,562,180 2,274,300 246,786
2 事業費		16,681,000	-2,761,000	0	13,920,000	10,202,333	3,717,667	
	1 事業推進費	16,681,000	-2,761,000	0	13,920,000	10,202,333	3,717,667	新市将来構想策定事業委託 住民PR費(ホームページ開設、広報誌発行等)
								2,150,450 994,140

款	項	当初予算額	補正予算額	流用額	予算現額	支出済額	不用額	説明
								事務事業一元化業務委託 800,000
								電算業務統合関係検討事業委託等 3,715,950
								新市例規立案策定業務委託 130,200
								先進地視察研修 1,564,710
								町村職員研修 370,547
								新市名称募集関係費 476,336
3	予備費	337,000	541,000	0	878,000	0	878,000	
	1 予備費	337,000	541,000	0	878,000	0	878,000	
歳出合計		25,001,000	-959,000	0	24,042,000	19,317,666	4,724,334	

歳入歳出 差引残高 24,041,235 円 - 19,317,666 円 = 4,723,569 円 (翌年度へ繰越し)

## 平成15年度 田沢湖・角館・西木合併協議会歳入歳出決算監査報告書

田沢湖・角館・西木合併協議会財務規程第8条の規定により、平成15年度 田沢湖・角館・西木合併協議会 歳入歳出決算について監査を実施したので、その結果について下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 監査対象

平成15年度 田沢湖・角館・西木合併協議会歳入歳出決算及び関係諸帳簿、通帳、証書類

#### 2. 監査期日

平成16年5月28日(金) 午後1時30分 西木村総合開発センター農林研修室

#### 3. 監査結果

歳入歳出予算整理簿、諸帳簿、預金通帳、証書類等について監査を実施した結果、いずれも計数に誤りがなく適正に処理されており、経理が良好であることを確認いたしました。

平成16年5月28日

田沢湖・角館・西木合併協議会 監査委員

田沢湖町代表監査委員 藤 川 正 男

角館町代表監査委員 田 口 一 郎

西木村代表監査委員 新 山 悦 男



田沢湖・角館・西木合併協議会

会長 田沢湖町長 佐 藤 清 雄 様

報告第 29 号

町村合併電算システム統合事業の報告について

町村合併電算システム統合事業について、別紙のとおり報告します。

## 町村合併電算システム統合事業について

### 町村合併電算システム統合事業(作業委託)

契約年月日 平成16年5月19日  
契約の相手方 株式会社日立情報システムズ  
秋田支店長 村田 照夫  
契約金額 172,620千円  
契約の内容 住民情報系、内部情報系等のデータ統合を行い、新自治体の電算システム構築を行う。  
契約期間 平成16年5月28日～平成17年2月28日

### 町村合併電算システム統合事業(物品購入)

契約年月日 平成16年5月19日  
契約の相手方 株式会社日立情報システムズ  
秋田支店長 村田 照夫  
契約金額 72,765千円  
契約の内容 町村合併電算システム統合に必要な機器類を購入し、新自治体の電算システム環境を整備する。  
契約期間 平成16年5月28日～平成17年2月28日

### 町村合併電算システム統合事業システム統合監理業務

契約年月日 平成16年6月8日  
契約の相手方 有限会社エーエスティコンサルタント  
取締役 大澤 昌  
契約金額 10,290千円  
契約の内容 複数電算事業者が参入している3町村の電算システムにおいてその統合プロジェクトが円滑に執り行われるよう進捗監理する。  
契約期間 平成16年6月8日～平成17年2月28日

協議案第48号

一部事務組合等の取扱いについて（その1）（提案）

一部事務組合等の取扱いについて（その1）、次のとおり提案する。

協議事項	一部事務組合等の取扱い(その1)	関係項目
調整の内容	<p>1. 3町村が現在加入している一部事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>2. 事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃し、新市において合併の日に新たに事務を委託する。</p>	

	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
一部事務組合加入状況	<b>大曲仙北広域市町村圏組合</b> (構成団体名) 大曲市、神岡町、西仙北町、角館町、六郷町、中仙町、田沢湖町、協和町、太田町、仙北町、千畑町、南外村、西木村、仙南村 (共同処理の事業内容) 広域圏計画策定、消防、斎場、職員共同研修、更生園、救急センター、交流センター、介護保険、へい獣保冷施設	左記に同じ	左記に同じ	合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
	<b>秋田県市町村総合事務組合</b> (共同処理の事業内容) 職員退職手当、消防団員等の災害補償・退職報奨金・賞じゅつ金、非常勤職員等の災害補償、学校医等の災害補償、交通災害共済等	左記に同じ	左記に同じ	合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
	<b>秋田県市町村会館管理組合</b>	左記に同じ	左記に同じ	合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
事務委託状況	「田沢湖町と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」	「角館町と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」	「西木村と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」	合併の日の前日をもって委託を廃し、新市において合併の日に新たに事務を委託する。

協議案第 49 号

町名・字名の取扱いについて（提案）

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

調整事項	町名・字名の取扱い	関連項目	
調整の内容	町、字の名称及び区域の取扱いについては、現行を基本として調整する。ただし、これにより難しい場合は、変更を行うものとする。		

現		況		調整方針
田沢湖町	角館町	西木村		
<b>大字数 11</b>	<b>町名数 21 大字数 11</b>	<b>大字数 8</b>		住民の意向を尊重し、協議会で調整のうえ決定する。
玉川 田沢 生保内 刺巻 潟 小松 角館東前郷 岡崎 神代 梅沢 卒田	細越町 山根町 表町上丁 表町下丁 裏町 東勝楽丁 川原町 歩行町 小人町 横町 上新町 岩瀬町 下新町 下岩瀬町 中町 下中町 七日町 西勝楽町 田町上丁 田町下丁 竹原町	岩瀬 山谷川崎 川原 小勝田 西長野 雲然 下延 八割 白岩 藪田 白岩広久内	上桧木内 下桧木内 西明寺 小山田 門屋 上荒井 小淵野 西荒井	
あざすう <b>字数 314</b>	あざすう <b>字数 280</b>	あざすう <b>字数 159</b>		

## 【具体的なパターン】

角館町に、町名の地域があるため、二例を表示しています。

全市町村現行どおりとする。(現市町村の名称はなくなるが、自治法260条の手続きが不要で簡便であり、住民の混乱を招くおそれが少ない。)

【例】

田沢湖町...仙北市生保内字宮ノ後 番地  
角館町...仙北市東勝楽丁 番地  
角館町...仙北市岩瀬字西野川原 番地  
西木村...仙北市上荒井字古堀田 番地

各町村の、大字名の前に現町村名の略称を付する。(名称変更の手続必要)

【例】

田沢湖町...仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 番地  
角館町...仙北市角館東勝楽丁 番地  
角館町...仙北市角館岩瀬字西野川原 番地  
西木村...仙北市西木上荒井字古堀田 番地

各町村の、名称を付し、大字名を削る。(大字名がない場合はそのままだが、大字名がなくなる場合は住民の理解を得られるか疑問。名称変更の手続必要。小字が同一である地域が多数存在するので、同じ住所が発生する。)

【例】

田沢湖町...仙北市田沢湖字宮ノ後 番地  
角館町...仙北市角館字東勝楽丁 番地  
角館町...仙北市角館字西野川原 番地  
西木村...仙北市西木字古堀田 番地

## 町村合併の沿革

田 沢 湖 町 昭和31年9月30日 (1町2村 合併)		角 館 町 昭和30年3月30日 (1町3村 合併)		西 木 村 昭和31年9月30日 (2村 合併)	
旧町村名	大字等	旧町村名	大字等	旧町村名	大字等
<b>生保内町</b>	生保内 刺巻 潟	<b>角館町</b>	細越町 山根町 表町上丁 表町下丁 裏町 東勝楽丁 川原町 歩行町 小人町 横町 上新町 岩瀬町 下新町 下岩瀬町 中町 下中町 七日町 西勝楽町 田町上丁 田町下丁 竹原町 岩瀬	<b>西明寺村</b>	西明寺 小山田 門屋 上荒井 小淵野 西荒井
<b>神代村</b>	小松 角館東前郷 岡崎 神代 梅沢 卒田			<b>桧木内村</b>	上桧木内 下桧木内
<b>田沢村</b>	玉川 田沢	<b>中川村</b>	山谷川崎 川原 小勝田		
		<b>雲沢村</b>	西長野 雲然 下延 八割		
		<b>白岩村</b>	白岩 藪田 白岩広久内		

協議案第50号

保育事業の取扱いについて【協定項目23-12】（提案）

保育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	保育事業
調整の内容	1 保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 保育内容は合併時現行どおりとし、合併後に再編する。 3 保育料については、国の基準を原則に新市において定める。 へき地保育所の保育料については、合併後段階的に調整していく。		

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
保育所	保育所数及び定員 ・生保内保育所 定員 90名 ・神代保育所 定員 100名 ・先達へき地保育所 定員 50名 ・向生保内へき地保育所 定員 30名  認可保育所 2施設 へき地保育所 2施設 定員合計 270名	保育所数及び定員 ・角館保育園 定員 190名 ・白岩小百合保育園 定員 60名 ・西保育園 定員 60名 ・中川保育園 定員 45名 ・下延保育所(へき地) 定員 30名  認可保育所 4施設 へき地保育所 1施設 定員合計 385名	保育所及び定員 ・ひのきない保育園 定員 50名 ・かみひのきない保育園(へき地) 定員 15名  認可保育所 1施設 へき地保育所 1施設 定員合計 65名  西木村社会福祉協議会に事業を委託している	保育所は現行のとおり新市に引き継ぐ。
保育内容	保育時間 ・認可保育所 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~17:00  ・へき地保育所 平日 7:30~17:15 土曜日 7:30~12:00	保育時間 ・認可保育所 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~17:00  ・へき地保育所 平日 8:30~16:30	保育時間 ・認可保育所 平日・土曜日 7:30~18:30  ・へき地保育所 平日 7:30~18:00 土曜日 7:30~17:00	保育内容は合併時現行どおりとし、合併後に再編する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
	<p>一時保育 未実施</p> <p>延長保育 未実施</p> <p>障害児保育 生保内保育所、神代保育所で受け入れ 費用は通常保育料のみ</p> <p>乳児保育 生保内保育所、神代保育所 満6ヶ月から受け入れ</p> <p>給食 生保内保育所、神代保育所で調理 3歳未満児・完全給食 3歳以上児・主食持参</p>	<p>一時保育 未実施</p> <p>延長保育 角館保育園 時間(月～金曜日) 7:30～19:00 費用なし</p> <p>障害児保育 角館保育園、白岩小百合保育園、 西保育園、中川保育園で受け入れ 費用は通常保育料のみ</p> <p>乳児保育 角館保育園、白岩小百合保育園 満6ヶ月から受け入れ</p> <p>給食 角館保育園、白岩小百合保育園、 西保育園、中川保育園で調理 日清医療食品(株)東北支店へ委託 3歳未満児・完全給食 3歳以上児・主食持参</p>	<p>一時保育 ひのきない保育園で実施 利用料 3歳以上 1000円 3歳未満 2000円</p> <p>延長保育 ひのきない保育園 時間(月～土曜日) 7:30～19:00 費用なし</p> <p>障害児保育 ひのきない保育園、かみひのきない 保育園で受け入れ 費用は通常保育料のみ</p> <p>乳児保育 ひのきない保育園 生後9週から受け入れ</p> <p>給食 ひのきない保育園で調理 社会福祉協議会へ委託 3歳未満児・完全給食 3歳以上児・主食持参</p> <p>かみひのきない保育園 学校給食センターで調理 3歳以上児・主食持参</p>	

事務事業名		田 沢 湖 町				角 館 町			西 木 村				調整方針
認可保育所 保 育 料 徴収基準表 (月額)	区分	定 義	3 歳 未 満	3 歳児	4 歳 以 上	定 義	3 歳 未 満	3 歳 以 上	定 義	3 歳 未 満	3 歳児	4 歳 以 上	保育料については、国の 基準を原則に新市にお いて定める
	第1階層	A 生活保護世帯	0	0	0	生活保護世帯	0	0	A 生活保護世帯	0	0	0	
	第2階層	B 町民税 非課税世帯	6,300	4,200	4,200	町民税 非課税世帯	4,500	3,000	B 村民税 非課税世帯	6,300	4,200	4,200	
	第3階層	C1 町民税 均等割のみ 課税世帯	9,900	7,800	7,800	町民税 課税世帯	9,700	8,200	C1 村民税 均等割のみ 課税世帯	9,900	7,800	7,800	
		C2 町民税 所得割 課税世帯	13,600	11,500	11,500				C2 村民税 所得割 課税世帯	13,600	11,500	11,500	
	第4階層	D1 所得税額 32,000 円未満	17,300	15,200	15,200	所得税額 64,000 未満	15,000	13,500	D1 所得税額 32,000 円未満	17,300	15,200	15,200	
		D2 所得税額 32,000 円以上 64,000 円未満	21,000	18,900	18,900				D2 所得税額 32,000 円以上 64,000 円未満	21,000	18,900	18,900	
	第5階層	D3 所得税額 64,000 円以上 112,000 円未満	26,000	21,000	18,900	所得税額 64,000 円以上 160,000 円未満	24,000	20,700	D3 所得税額 64,000 円以上 112,000 円未満	26,000	23,900	23,900	
		D4 所得税額 112,000 円以上 160,000 円未満	31,100	23,100	18,900				D4 所得税額 112,000 円以上 160,000 円未満	31,100	29,000	29,000	
	第6階層	D5 所得税額 160,000 円以上 284,000 円未満	36,900	23,100	18,900	所得税額 160,000 円以上 408,000 円未満	37,000	23,200	D5 所得税額 160,000 円以上 284,000 円未満	36,900	32,700	30,500	
D6 所得税額 284,000 円以上 408,000 円未満		42,700	23,100	18,900	D6 所得税額 284,000 円以上 408,000 円未満				42,700	36,400	32,100		
第7階層	D7 所得税額 408,000 円以上	55,800	23,100	18,900	所得税額 408,000 円以上	42,000	30,800	D7 所得税額 408,000 円以上	56,000	36,400	32,100		
へき地保育所保育料 (月額)の現況		3 歳児以上 3,500 円				3 歳児以上 6,000 円			3 歳児以上 3,500 円				へき地保育所の保育料 については、合併後段階 的に調整していく。